

法 務 大 臣 殿  
出入国在留管理庁 長官 殿  
福岡出入国在留管理局長 殿

2022年10月12日

### 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島2-5-31 美野島司牧センター内  
共同代表 井上幸雄（福岡市：アジアに生きる会・ふくおか）  
コース・マルセル（福岡市：美野島司牧センター）  
高柳香代（宮崎市：多文化 design コンパス）  
中島眞一郎（熊本市：コムスタカ-外国人と共に生きる会）

貴局（福岡出入国在留管理局、以下「福岡入管」という）におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第25回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、統計数値に関する質問を事前提出いたします。なお、統計数値に関しては、事前に7月に調査データとして請求し、それに基づいて質問項目を作成する予定でしたが、貴局からの回答がホームページ上で公表されている全国統計しか示されず、従来迄意見交換会で公表されていた福岡局管内の統計数値がほとんど回答されませんでした。2022年10月12日の意見交換会当日までなくとも、2022年12月末までにご回答いただければかまいませんので、ご回答ください。

（なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡出入国在留管理局管内（以下「福岡局管内」という）の統計数値をご回答ください。）

## V 統計数値について

### 1 出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数について

- ① 2020年及び2021年の難民認定申請件数及び難民認定件数。申請の国別内訳(上位5位)と、うち弁護士が付き添った件数。また福岡空港の入国審査の際に「難民である」との申告件数と、トランジット扱いの外国人の申告件数。

『2021年3月の回答』

2020年の難民認定申請者数等に関する統計は、現在、本庁において集計中であるところ、2019年に関して言えば、福岡局管内における難民認定申請者数は49人、難民と認定した者はいません。申請者の国籍は、スリランカ16人、パキスタン5人、ペルー4人、イラン3人、ネパール3人などとなっています。なお、お尋ねの難民認定申請の「うち弁護士が付き添った」件数、「福岡空港の入国審査の際の「難民である」との申告の件数」及び「トランジット扱いの外国人による「難民である」との申告の件数」に係

る統計はありません。

『2022年の回答』

|            | 2020年  | 2021年  |
|------------|--|--|
| 難民認定申請者数   | 15人  | 17人  |
| 難民と認定したものの | 4人   | 0人   |
| 申請者国籍      | 3人…スリランカ<br>2人…ネパール<br>各1人…イラン、インド、ウガンダ、カメルーン、タンザニア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、ミャンマー | 5人…バングラデシュ<br>3人…カンボジア<br>2人…スリランカ<br>各1人…ウガンダ、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、ブラジル、中国 |

なお、その他の質問については質問のような統計を取っておらず、回答は困難。

## 2 個人識別情報の提供義務化について

- ① 上陸審査時における外国人の指紋や顔写真などの個人識別情報の提供義務化により2020年及び2021年中に福岡局管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続をとった者の人数。

『2021年3月回答』

全国において退去を命ぜられた者 2019年1412名、2020年集計中

全国において退去強制手付きを執った者 2019年2名 2020年集計中

『2022年の回答』

|                    | 2020年 | 2021年 |
|--------------------|-------|-------|
| 全国において退去を命ぜられた者    | 156名  | 集計中   |
| 全国において退去強制手付きをとった者 | 1名    | 集計中   |

## 3 住所以外の各種届出について

- ① 2020年及び2021年中に、在留カードの住所地以外の記載事項変更の届出(入管法19条の10)の件数。

『2021年3月の回答』

2019年 全国5258件うち福岡局管内(那覇支局を含む)214件

2020年集計中

『2022年の回答』

2020年 全国 3085 件のうち福岡局管内（那覇支局を含む）103 件

2021年 全国 3579 件のうち福岡局管内（那覇支局を含む）164 件

4 福岡局管内での在留特別許可の運用の現状について

① 2020年及び2021年の在留特別許可が認められた件数

『2021年3月の回答』

2019年35件 2020年63件（速報値）

『2022年の回答』

2020年 63件

2021年 167件（確定値）

② 2020年及び2021年の福岡局管内で収容中60日以内に在留特別許可が認められた件数

『2019年の回答』\*2017年 0件（確定値） 2018年 1件（概数値）

『2020年の回答』\*非公表

『2021年3月の回答』ご質問内容にかかわる統計はありません。

『2022年の回答』

質問内容にかかわる統計はない。

③ 2020年及び2021年の1年以上の懲役または禁固刑の有罪判決（執行猶予付き判決も含む）を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『2019年の回答』\*2017年 9件（確定値） 2018年 2件（概数値）

『2020年の回答』\*非公表

『2021年3月の回答』ご質問内容にかかわる統計はありません。

『2022年の回答』質問内容にかかわる統計はない。

5 福岡局管内での上陸特別許可の運用の現状について

① 2021年及び2022年1月—6月の上陸特別許可の件数。

『2019年の回答』\*2017年 37件（確定値） 2018年 45件（概数値）

『2020年の回答』\*非公表

『2021年3月回答』各官署別の上陸特別許可に係る統計資料はありません。

『2022年の回答』

各官署別の上陸特別許可にかかる統計資料はない。

- ② 2021年及び2022年1月—6月に退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者において、事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者で、上陸特別許可された件数。

『2021年3月の回答』

2019年8名（確定値）、2020 5名（速報値）

『2022年の回答』

上陸特別許可が認められた者のうち、過去に退去強制処分を受けるなどしたことがある者の件数にかかる統計資料はない。

#### 6 福岡局管内の上陸拒否者について

- ① 2020年及び2021年の福岡局管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人数。その主な国籍別の内訳。

『2019年の回答』 \*2017年 415名（確定値） 2018年 317名（概数値）

国籍、地域別の統計はなし。

『2020年の回答』 \*非公表

『2021年3月の回答』 各官署別の上陸特別許可件数に係る統計資料はありません。

参考として、全国の国籍別上陸特別許可件数は以下のとおりです。 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031961935&fileKind=>

『2022年の回答』

各官署別の上陸特別許可件数に係る統計資料はありません。

#### 7 福岡局管内の退去強制処分について

- ① 福岡局管内で退去強制された者の総数及び内訳。

『2021年3月の回答』

退去強制者の総数

| 2019年（確定値） | 358件 | 2020年（速報値） | 291件 |
|------------|------|------------|------|
| （内訳）       |      | （内訳）       |      |
| 不法残留       | 272件 | 不法残留       | 229件 |
| 不法入国       | 5件   | 不法入国       | 0件   |
| 不法上陸       | 5件   | 不法上陸       | 2件   |
| 資格外活動      | 57件  | 資格外活動      | 27件  |
| 刑罰法令違反等    | 7件   | 刑罰法令違反等    | 17件  |
| その他        | 12件  | その他        | 16件  |

『2022年の回答』

退去強制者の総数

| 2020年(確定値) | 291件 | 2021年   | 360件 |
|------------|------|---------|------|
| (内訳)       |      | (内訳)    |      |
| 不法残留       | 229件 | 不法残留    | 294件 |
| 不法入国       | 0件   | 不法入国    | 4件   |
| 不法上陸       | 2件   | 不法上陸    | 5件   |
| 資格外活動      | 27件  | 資格外活動   | 9件   |
| 刑罰法令違反等    | 17件  | 刑罰法令違反等 | 24件  |
| その他        | 16件  | その他     | 24件  |

② 入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告件数。

『2021年3月の回答』

2020年 108名 (速報値)

『2022年の回答』

2021年 168名 (速報値)

③ 2021年の退去強制者のうち福岡入管より警察や・検察に告発した人数と告発理由別内訳を教えてください。

『2021年3月の回答』

2020年 0名

『2022年の回答』

2021年 0名

④ 2021年及び2022年1-6月中に福岡局管内の収容施設から退去強制された被収容者数と、そのうち自費出国者数また国費送還者数とそのうち送還忌避者数

『2021年3月の回答』

2019年 自費出国 209名 国費送還 6名 うち送還期忌避者 1名

2020年 自費出国 44名 国費送還 6名 うち送還期忌避者0名 (速報値)

『2022年の回答』

2021年 自費出国 4名 国費送還 4名 うち送還期忌避者 0名

2022年1-6月 自費出国 20名 国費送還 16名 うち送還期忌避者0名

8 被仮放免者の居住地自治体への通知等について

① 2020年末及び2021年末における福岡局管内の被仮放免者数とその男女別内訳。

『2021年3月の回答』

2019年末 11名（男性8名、女性3名）

2020年末 40名（男性36名、女性4名）（速報値）

『2022年の回答』

2020年末 40名（男性36名、女性4名）

2021年末 53名（男性50名、女性3名）

② 仮放免者につき、翌月に福岡入管から自治体への通知件数。その男女別内訳

『2021年3月の回答』

2019年末 8名（男性6名、女性2）

2020年末 11名（男性7名、女性4名）（速報値）

『2022年の回答』

2020年末 16名（男性13名、女性3名）

2021年末 47名（男性43名、女性4名）

9 福岡局管内の収容施設について

① 2021年中の福岡入管の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について

『2021年3月回答』

2020年 36名 平均収容期間 8.9日 最長収容期間 40日

『2022年の回答』

2021年 収容定員 36名 平均収容期間 11日 最長収容期間 49日

② 2019年、2020年、2021年の福岡入管の収容施設内における被収容者の死亡者数。

『2021年秋の回答』

収容施設内の死亡事案はありません。当局の被収容者が外部病院に入院中、入院中の病院で多臓器不全により死亡した事実はあります。

『2022年の回答』

2019年、2020年、2021年とも、すべて0名。

③ 2021年及び2022年1月—6月中に福岡入管内の収容施設において、収容中に自殺未遂や自傷行為など自損行為をした者は何人でしたか、また、収容中にトラブルで警察に逮捕されたケースは何件ありましたか。

『2021年3月回答』

2019年 自損行為 0件 自殺 0件 警察逮捕 0件

2020年 自損行為 0件 自殺 0件 警察逮捕 0件

『2022年の回答』

2021年 自損行為 0件 警察逮捕 0件

2022年1月－6月 自損行為 0件 警察逮捕 0件

- ④ 2021年及び2022年1月－6月中に他のセンター・局等に移送された女性は何名いましたか。

『2021年3月回答』

2019年 0名 2020年 5名

『2022年の回答』

2021年 2名 2022年1月-6月 2名

#### 10 福岡入管の職員体制について

- ① 2022年度入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数。前年度比で分野別の増減数。また、前年度に比べてどの分野どのぐらいの増減員がありましたか。

『2021年3月の回答』

職員数 727名

就労・永住審査部門、留学・研修審査部門及び審判部門に合計約100名、警備部門に約50名の人員を配置。2020年度の管内定員は前年度比82名増（那覇支局を含む）

『2022年の回答』

各部門の人員配置におきましては、時々の業務の状況に応じて随時配置を見直しているため、一概にお示しすることは困難ですが、福岡出入国在留管理局管内の職員数は706人であるところ、現在福岡出入国在留管理局審査管理部門、就労・永住審査部門、留学・研修審査部門及び審判部門は合計約150人、警備部門には約70名の人員を配置しています。また2022年度の管内の職員数は、前年度に比べて8人増員されており、その主な要因は出入国審査業務の充実強化と外国人材の受け入れに伴う在留管理、支援体制の充実強化などによるものとなっています。（那覇支局を含む）

- ② 2020年度及び2021年度の福岡入管職員の月の平均残業時間。

『2021年3月回答』

職員の勤務部署や勤務体系業務上の閑散期繁忙期など様々な状況があり、一概にお答えすることはできません。

『2022年の回答』

職員の勤務部署や勤務体系、業務上の閑散期・繁忙期など様々な状況があり、一概にお答えすることは困難なため、回答を控えさせていただきます。